

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1064 号（諮問第 1730 号）

件名：裁決書謄本等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 29 年 5 月 18 日及び平成 30 年 12 月 6 日

2 原処分

平成 29 年 6 月 30 日及び平成 31 年 1 月 18 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 1 欄に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し同表の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示とした。

3 審査請求

平成 29 年 7 月 6 日及び平成 31 年 1 月 29 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 5 年 3 月 13 日

5 答申

令和 5 年 7 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、本件開示請求に対し本件行政文書を特定して一部開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、別表 1 の 2 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）は、不服申立てに対し、社会活動推進課が行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく却下裁決をした際に、審査請求人へ送付した裁決書謄本の写しである。

文書 2 は、不服申立てに対し、文化芸術課が行政不服審査法附則第 3 条の規定により従前の例によることとされる改正前の行政不服審査法（昭和 37

年法律第 160 号) に基づく却下裁決をした際に、異議申立人へ送付した決定書謄本の写しである。

文書 3 から文書 10 までは、平成 30 年度に児童家庭課に請求された行政文書開示請求書である。なお、文書 4 及び文書 10 は、行政文書開示請求書に補正をした補正文書でもある。

文書 11 から文書 15 までは、平成 30 年度に児童家庭課が決定した行政文書開示決定通知書、行政文書一部開示決定通知書及び行政文書不開示決定通知書(以下「行政文書開示決定通知書等」という。)である。

実施機関は、別表 2 の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、不開示部分について開示を求める旨を主張しておらず、「決定書又は裁決書の開示請求をした。送付文の開示請求をしていない。」「開示請求書に対応する開示決定通知書等の文書が特定されていない。他に存在する行政文書を特定し、処分すべきである。」と主張していることから、本件行政文書の特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

(4) 本件行政文書の特定について

ア 別表 1 の 1 欄に掲げる請求 1 (以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 も同様とする。) について

実施機関によれば、文書 1 及び文書 2 は、県民総務課が不服申立ての処理状況を把握するために各課室から取得した文書のうち、開示請求日の直前から 2 件の行政不服審査法に基づく却下裁決に係る文書であり、条例に根拠の記載のないものであるとのことである。

当審査会において文書 1 及び文書 2 の内容を確認したところ、実施機関の主張するとおりの内容であることが認められた。

また、文書 1 及び文書 2 は、裁決書又は決定書の送付文のみを特定したのではなく、裁決書又は決定書の謄本の写しを、それぞれ送付文と一体の文書として捉えて特定したものであり、請求 1 の内容に合致していると認められた。

これらのことからすれば、請求 1 に対して、文書 1 及び文書 2 を特定したという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 請求 2 について

実施機関によれば、文書 3 から文書 15 までは、県民総務課情報グループが毎年度作成する運用状況報告書を作成するために、児童家庭課及び行政文書の開示等の総合窓口である県民生活課から取得した文書のうち、審査請求人が開示請求をした平成 30 年 12 月 6 日時点で県民総務課情報グループが管理している文書であるとのことである。

また、文書 3 及び文書 8 から文書 10 までの行政文書開示請求書に対応す

る行政文書開示決定通知書等については、審査請求人が開示請求をした平成 30 年 12 月 6 日時点で、児童家庭課において作成されていなかったとのことであり、文書 11 の行政文書開示決定通知書に対応する行政文書開示請求書は、平成 29 年度に取得した文書であることから、請求 2 の内容に合致しないとのことである。

さらに、念のため課内を探索したが、文書 3 から文書 15 までのほかに、請求 2 の内容に合致する文書は存在しなかったとのことである。

当審査会において文書 3 から文書 15 までの内容を確認したところ、いずれも児童家庭課に対する開示請求に係る平成 30 年度の文書であり、請求 2 の内容に合致していると認められた。

これらのことからすれば、請求 2 に対して、文書 3 から文書 15 までを特定したという実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 請求内容	2 行政文書の名称等		3 決定	4 審査 請求年 月日
請求 1 県民総務課に対 する開示請求 条例根拠の記載 のない却下処分 をした決定書又 は裁決書 直近 から 2 件	文書 1	裁決書謄本について (送付) (平成 29 年 3 月 24 日付け)	平成 29 年 6 月 30 日 付け 29 県 総第 101 号	平成 29 年 7 月 6 日
	文書 2	決定書謄本について (送付) (平成 28 年 5 月 20 日付け)		
請求 2 県民総務課情報 グループに対す る開示請求 H30 年度 児童 家庭課分のみ 行政文書開示請 求書 行政文書開示決 定等通知書 補正文書	文書 3	行政文書開示請求書 (平成 30 年 4 月 12 日付け (89))	平成 31 年 1 月 18 日 付け 30 県 総第 459 号	平成 31 年 1 月 29 日
	文書 4	行政文書開示請求書 (平成 30 年 4 月 12 日付け (93))		
	文書 5	行政文書開示請求書 (平成 30 年 6 月 4 日付け (405))		
	文書 6	行政文書開示請求書 (平成 30 年 6 月 27 日付け (564))		
	文書 7	行政文書開示請求書 (平成 30 年 6 月 27 日付け (565))		
	文書 8	行政文書開示請求書 (平成 30 年 10 月 25 日付け(1446))		
	文書 9	行政文書開示請求書 (平成 30 年 11 月 14 日付け(1579))		
	文書 10	行政文書開示請求書 (平成 30 年 12 月 3 日付け (1694))		
	文書 11	行政文書開示決定通知書 (平 成 30 年 4 月 10 日付け 30 児 第 186 号)		
	文書 12	行政文書一部開示決定通知 書 (平成 30 年 5 月 25 日付け 30 児第 595 号)		
	文書 13	行政文書不開示決定通知書 (平成 30 年 6 月 18 日付け 30 児第 750 号)		

1 請求内容	2 行政文書の名称等		3 決定	4 審査 請求年 月日
	文書 14	行政文書不開示決定通知書 (平成 30 年 7 月 11 日付け 30 児第 751 号)		
	文書 15	行政文書不開示決定通知書 (平成 30 年 7 月 11 日付け 30 児第 752 号)		

別表 2

1 行政文書	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
文書 1 及び 文書 2	個人の氏名及び 住所	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を 識別することができるものが記録されている ため
文書 3 から 文書 15 まで	個人の氏名、郵便番号、住所及び 電話番号	